

経済産業大臣

武藤 容治 様

要 請 書

- 1 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 2 原子力発電所立地地域の振興、課題解決

令和6年11月18日

福 井 県

福井県政の推進につきまして、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

福井県は今、北陸新幹線福井・敦賀開業が実現し、中部縦貫自動車道の県内全線開通が迫るなど、新たな往来が生まれ、チャレンジの舞台が広がる「ふくい新時代の幕開け」を迎えています。この好機を活かし、開業効果を最大化・持続化させるため、交流人口の拡大や投資の呼び込みのほか、新産業創出や農林漁業の成長産業化、地域公共交通の強化などを全力で進めています。

また、日本一幸福な子育て県「ふく育県」の拡大、学校教育や医療福祉の充実など、県民の住みやすさを一層高め、一人一人の最大幸福を追求する「幸せ実感社会」の実現を目指しています。

一方、我が国は、少子高齢化が急速に進むとともに、大規模災害のリスクが高まっています。東京一極集中の是正を早急に実現し、それぞれ特色ある地方が我が国の成長の源となる分散型の国づくりを強く進めなければなりません。北陸新幹線の大阪延伸をはじめ、交通基盤のミッシングリンクを早期に解消するとともに、国民生活の安定や産業の発展、国家安全保障の基盤となる責任ある原子力・エネルギー政策を実行することが不可欠です。

次に掲げた事項は、地方の活力を取り戻すとともに、日本全体の成長と発展を実現するための不可欠な事項です。その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年11月

福井県知事 杉本 達治

エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接かかわる重要事項である。

昨年閣議決定された「GX推進戦略」では、原子力を最大限活用する方針が示され、改正原子力基本法には国民理解の確保や、立地地域の振興・課題解決に向けた取組み等の国の責務、使用済燃料対策など国が講ずべき基本的施策が明記された。国は、これらの方針や法令に基づき、原子力の様々な課題に対し、これまで以上に前面に立ち、責任を持って取り組む必要がある。

こうした中、核燃料サイクルの中核を担う六ヶ所再処理工場の竣工が2026年度へと遅れ、国として確実に履行されるよう取り組むとしていた関西電力の「使用済燃料対策ロードマップ」が、計画通り実行できなくなったことは極めて遺憾である。

国は、使用済燃料対策はもとより、地元が強く要望する避難道路の整備を含め、立地地域の理解確保に最大限努力し、責任ある原子力政策を実行する必要がある。

福井県としては、立地地域の理解と協力がなければ、原子力発電所は運転できないという厳しい姿勢で臨む。

については、以下の対策を講じること。

1 原子力・エネルギー政策の実行

(1) 原子力政策の明確化と着実な実行

将来の原子力の必要な規模とその確保に向けた道筋など原子力の将来像をより明確にするとともに、核燃料サイクルなど原子力の様々な課題に対して責任あるエネルギー政策を着実に実行すること。

また、GX推進戦略および原子力基本法等で示された原子力活用の方針や国の責務等を踏まえ、国が講ずべき施策をより具体化し、次期エネルギー基本計画に反映させること。

(2) 使用済燃料対策への主体的な対応

- ① 使用済燃料の必要な搬出容量の確保に向け、関西電力が実効性のあるロードマップへと速やかに見直し、事業者全体で連携して実現するよう、国が前面に立って主体的に取り組むこと。
- ② 六ヶ所再処理工場の新たな竣工目標を確実に実現するため、国が厳しく進捗管理を行い、政府全体として責任を持って取り組むこと。
- ③ 全ての使用済燃料は再処理するため、湿式貯蔵、乾式貯蔵の方式を問わず、発電所内での保管は一時的なものであることについて、国が責任を持って、県民・国民に説明し理解を得ること。

(3) 原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性およびGX推進戦略等に示された運転期間延長、次世代革新炉の開発・建設などの原子力活用の方針について、立地地域はもとより電力消費地において説明を尽くすこと。また、理解活動の効果検証等を通じて、広報手法の工夫・改善を行い、国民に対し丁寧に分かりやすく説明し、理解を得ること。

さらに、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

(4) 運転サイクル長期化等における安全性の確認

「今後の原子力政策の方向性と行動指針」で示された運転サイクルの長期化や定期検査の効率的実施等について、国が事業者と十分議論の上、安全性を厳正に確認すること。

(5) 安全対策に係る事業環境の整備

事業者において、既設炉の活用、次世代革新炉の開発・建設に係る安全対策への投資が十分に行えるよう、国が早急に事業環境を整備すること。

(6) 関西電力の業務改善への対応

金品受領問題、顧客情報不正利用問題等にかかる業務改善計画を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

(7) 使用済MOX燃料の処理・処分への対応

使用済MOX燃料の処理・処分について、再処理技術確立に向けたフランスでの実証研究の充実を図るなど、海外の知見を十分取り入れ、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

(8) 「もんじゅ」の廃止措置への対応

「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず、国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。

また、発電設備の解体撤去等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

使用済燃料およびナトリウムの県外搬出については、国が示した搬出期限までに実行できるよう、政府一体となって取り組むこと。

(9) 原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

(10) エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

また、エネルギーに関する情報収集、実験・検証、分析および周囲の人との意見交換など、生徒が行う主体的で探究的な幅広い学習活動を支援すること。

原子力発電所立地地域の振興・課題解決

原子力基本法において、立地地域の地域振興や課題解決に向けた取組みを推進することが、国の責務として明記されているところである。本県は半世紀以上にわたり、国策である原子力政策に志を持って協力しており、国はこれらの取組みの推進を一層強化し、多様なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを実現するため、以下の施策を着実に実施すること。

1 国の責務による立地地域の振興および安全安心などの課題解決に向けた取組みの推進

原子力基本法に示された国の責務に基づき、福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議において示された避難道路の多重化・強靱化等の原子力防災の強化や、原子力への理解促進、地域交通や地域医療の充実などの取組について、具体的な内容や、その実現に向けた道筋、新たな財源を早期に示すこと。加えて、原子力事業者に対しても、原子力基本法の趣旨にのっとり、協力する責務を果たすよう指導すること。

特に、避難道路の多重化・強靱化については、整備加速に向け、関係省庁が一体となった枠組みを示すとともに、その財源を早期に確保すること。

また、北陸新幹線敦賀以西の早期認可・着工や、舞鶴若狭自動車道の4車線化についても、立地地域の振興や安全確保につながるものであり、政府一体となって取組みを推進すること。

2 水素・アンモニア拠点の形成

南海トラフ巨大地震等を想定したエネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能強化を図るため、日本海側の敦賀港を中心としたエリアの水素・アンモニア供給拠点化に向けた取組みを支援すること。

また、日本海側と太平洋側が相互に補完できるパイプラインなど供給ネットワークを構築すること。

3 嶺南エコースト計画に基づく施策の推進

(1) 原子力人材の維持・強化

G X実現に向けた基本方針で示された原子力活用の方針を踏まえ、将来にわたり、原子力発電所の運転や廃止措置における安全が確保できるよう、原子力人材の確保・育成や技術継承などの国の取組みについて、さらなる充実を図ること。

(2) 原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点とするために実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、中核的施設として国が新たに整備する試験研究炉は、わが国の原子力人材の育成の観点からも極めて重要である。京都大学の研究用原子炉（KUR）が2026年5月で運転終了する予定であることから、西日本における原子力分野の研究開発・人材育成の基盤を維持するため、完成までの工程を明確にし、2026年から間をおかず、早期に整備すること。

設計に当たっては、研究開発や産業分野への活用拡大のため、この試験研究炉にしかない独自の実験装置や機能、研究炉の利用を促進するための運営・支援体制の構築、周辺のエネルギー教育施設との連携、大学のサテライトキャンパスや宿泊施設などの周辺環境の整備について検討すること。

また、医療用ラジオアイソトープ（R I）について、国内製造拠点の多角化を図るため、新試験研究炉を活かした西日本の製造拠点化に向けた検討を行うこと。

さらに、「もんじゅ」における1,000名雇用の維持については、廃止措置着手から10年を経過した後も、試験研究炉の運転が開始されるまでの間は、十分な雇用の確保に努めること。

（3）原子カリサイクルビジネスへの支援

廃止措置工事等から発生するクリアランス推定物を集中処理・再利用する原子カリサイクルビジネスは、地元企業の技術向上・人材育成、受注拡大に加え、廃止措置の円滑化、資源の有効活用による循環型社会への貢献等、国の原子力政策や環境政策を進めるうえでも重要な取組みである。

国としても、これを全国のリーディングプロジェクトとして、施設の詳細設計や整備に係る初期投資への財政支援、溶融クリアランス処理に係る研究開発支援等、ビジネスの実現に向けた取組みを支援すること。

また、ビジネスの前提となるクリアランス物のフリーリリースの実現に向けて、国が責任をもって、クリアランス制度の社会定着の判断基準やロードマップを策定し、国民理解の促進に取り組むこと。

さらに、利活用に向けた国の実証事業を拡充するとともに、本県が県内企業と連携して行う普及や啓発活動等に対し支援を行うこと。

4 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

- ① 国の政策転換による廃炉の急激な進行などにより、立地地域の想定を超えた電源三法交付金の減少が続いている。地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、こ

- の水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。
- ② 「もんじゅ」廃止措置による地元への影響を緩和するため、特例適用により交付限度額が拡充されている電源立地地域対策交付金（自立発展枠）について、引き続き現在の交付水準を維持すること。
 - ③ 運転期間延長に対する地域理解促進のため、原子力立地給付金制度について、40年超運転に対する割増措置を新たに設けること。また、誘致企業に対する電気料金の割引制度（原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業）の期間を延長すること。
 - ④ 電源立地地域対策交付金（長期発展対策交付金）について、使用済燃料貯蔵量および貯蔵能力に基づく交付額を増額するとともに、全ての使用済燃料が事業所外に搬出される日までを交付期間とすること。また、県に対しても交付するよう拡充すること。
 - ⑤ 再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。

5 法人事業税に係る収入金額課税の堅持

電気供給業に係る法人事業税については、電気供給業が原発立地地域から多大な行政サービスを受益していることから、現行以上の見直しを行うことなく、収入金額課税を堅持すること。

また、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献しているため、ガス供給業についても同様に、現行以上の見直しを行わないこと。